

# 新しいファミたんカード の配布について



現在配布しているカードが令和4年3月末で有効期限を迎えることから、ファミたんカードの更新をすることといたしました。  
つきましては、下記事項に注意の上、ファミたんカードをご利用ください。  
また、旧カードをお持ちの方は、ご家庭で破棄してください。

## ① 「ファミたんカード(子育て応援パスポート)」とは

子育て中の世帯を行政・企業・地域全体で支援するため、子どもがいる世帯に「ファミたんカード」を交付し、このカードを協賛店舗に提示することで、協賛店舗が独自に設定する割引・特典等のサービスが受けられるものです(買い物時の特別割引など)。店舗やサービス内容は、下記問い合わせ先に記載の県のホームページで確認できます。  
これらの特典は、協賛店舗のご厚意により提供されています。 ※協賛店舗数 約3,800店舗(令和3年11月現在)

## ② 「ファミたんカード」の使用について

### ① 使用対象者

18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの子どもとご家族  
令和4年4月から妊婦とご家族も対象になります。(カードはお子様1人につき1枚の配布)

### ② 使用方法

ポスター又はステッカーが掲示されている協賛店舗で「ファミたんカード」をご提示ください。

(注) カードをご使用になる場合は、必ず買い物やご飲食の前にカードを提示して、サービス内容をお店の方にご確認ください! 協賛店舗によっては、ご本人であることの確認やお子様同伴が必要になる場合もあります。



### ③ デジタルパスポートについて

今回から、スマートフォンでもご利用いただけるようになります。 スマートフォンでファミたんカードの裏面にある二次元コードを読み取り、利用規約に同意していただくことでカード画像がスマホ画面に表示されますので、協賛店舗でご提示ください。

## ③ 「ファミたんカード」の使用上の注意

- (1) カードの裏面に「子どもの氏名」「生年月日」を記入してください。
- (2) 記入された子どもがいる世帯のご家族に限り使用できます。
- (3) お名前が記入されていないカードは使用できません。
- (4) カードを紛失した場合は、市町村の窓口で再交付を受けることができます。
- (5) カードは、第三者に貸与・譲渡することはできません。不正使用があった場合は、返還を求められることがあります。
- (6) 今回お配りするカードの有効期限は、2027年3月31日までですが、個人ごとには18歳に達した後の最初の3月31日を迎えた時までとなりますので、使用できなくなった方は、お住まいの市町村にカードをお返しください。



問い合わせ先

福島県子ども・青少年政策課(所在地: 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号)

TEL:024-521-7198 FAX:024-521-7747

[E-mail] kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

[URL] <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/famitan.html>

